平成２１年（フ）第３９３４号
北海道江別市大麻泉町22番地の18
債務者　宮澤　孝弘
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９８２号
札幌市豊平区平岸１条７丁目２番28―205号
債務者　佐藤セツ子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０４３号
札幌市中央区南14条西11丁目１番３―1005号
債務者　左坂　恵理
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０９２号
札幌市北区屯田１条１丁目２番22―103号
債務者　木村　　豪
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０９３号
札幌市北区屯田１条１丁目２番22―103号
債務者　木村　美恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１１７号
札幌市豊平区平岸１条18丁目１番６―403号
債務者　中谷　隆志
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１２７号
札幌市東区伏古８条４丁目１番５―603号
債務者　降矢　康則
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１６６号
札幌市白石区東札幌１条３丁目２番33号　ＳＥＥＤ206号
債務者　岡田　　進
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１７９号
札幌市東区北35条東２丁目３番15号　マイステージＮ35―101号
債務者　小山内麻衣（旧姓海野）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２６４号
札幌市手稲区西宮の沢４条１丁目３番16号
債務者　南波　興吉
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２８０号
札幌市南区澄川５条12丁目６番17号　メゾン澄川Ａ203号
債務者　西堀香世子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２９８号
札幌市東区北41条東15丁目２番７―506号
債務者　阿部　和博
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３１２号
札幌市西区平和２条10丁目４番35号
債務者　佐藤　育雄
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３１３号
札幌市西区平和２条10丁目４番35号
債務者　佐藤　里加
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３１６号
札幌市東区北17条東10丁目３番８―503号
債務者　加賀屋基子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３２７号
札幌市白石区平和通９丁目北17番５号　ＡＭＳ平和通201号
債務者　山本　道弘
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３３４号
札幌市北区新川４条11丁目４番15号　ハウスプリムヴェール101号
債務者　二階堂和恵
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３４９号
札幌市東区北24条東19丁目２番２―505号
債務者　三好　智美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部